

プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律施行令（令和四年政第二十五号）による  
厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）の改正

○厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後		現行	
<p>生活衛生適正 化分科会</p>	<p>一・二（略） 三 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>生活衛生適正 化分科会</p>	<p>一・二（略） （新設）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>名称</p>	<p>所掌事務</p>	<p>名称</p>	<p>所掌事務</p>
<p>（分科会） 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>（分科会） 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
<p>（所掌事務） 第一条 厚生科学審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第八条第一項に規定するもののほか、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>		<p>（所掌事務） 第一条 厚生科学審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第八条第一項に規定するもののほか、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>	